

船橋市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度及び16年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成25年7月2日

船橋市監査委員 高地章記
 同 増田尚功
 同 浅野正明
 同 高木あきら

平成15年度包括外部監査				結果措置報告年月日	平成25年6月13日
頁	項目	区分	監査対象機関	事項	措置状況
23	5-1	監査結果	市民文化ホール	建物が登記されていない	不動産登記法の附則第9条の規定により登記義務が免除されていることから、現在の船橋市財務規則第166条第3項の規定「課長は、不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする公有財産を取得したときは、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」にただし書きとして、「ただし、法令の規定等により登記又は登録の義務がない場合はこの限りではない。」を加筆します。 改正の時期は、25年度中を予定しています。
37	6-3	監査結果	海浜公園 (商工振興課)	建物が登記されていない	
67	6-2	監査結果	アンデルセン公園(公園緑地課)	建物が登記されていない	
85	6-1	監査結果	総合体育館 (生涯スポーツ課)	建物が登記されていない	
132	5-3	監査結果	一宮少年自然の家(青少年課)	建物が登記されていない	

平成16年度包括外部監査

結果措置報告年月日

平成25年6月13日

頁	項目	区分	監査対象機関	事項	措置状況
69	8-(3)	監査結果	管財課	下水処理場・ポンプ場の建物が登記されていない	不動産登記法の附則第9条の規定により登記義務が免除されていることから、現在の船橋市財務規則第166条第3項の規定「課長は、不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする公有財産を取得したときは、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」にただし書きとして、「ただし、法令の規定等により登記又は登録の義務がない場合はこの限りではない。」を加筆します。 改正の時期は、25年度中を予定しています。
69	8-(3)	監査結果	西浦下水処理場 (下水道施設課)	下水処理場・ポンプ場の建物が登記されていない	
69	8-(3)	監査結果	高瀬下水処理場 (下水道施設課)	下水処理場・ポンプ場の建物が登記されていない	
137	4-(2)	監査結果	管財課	建物が登記されていない	
137	4-(2)	監査結果	クリーン推進課	建物が登記されていない	
137	4-(2)	監査結果	清掃センター	建物が登記されていない	
137	4-(2)	監査結果	南部清掃工場	建物が登記されていない	
137	4-(2)	監査結果	北部清掃工場	建物が登記されていない	